

<特用林産振興施設等の整備>

事業内容：特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

6 特用林産物活用施設等整備

メニュー	事業種目	事業内容	工種	事業実施主体										備考									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫							
				都道府県	市町村	森林組合※1	生産森林組合	会森林組合連合	農業協同組合	連業協同組合	農事組合法人	※2 組織する団体の組合	地方公共団体等が 資する法人等※3 (第3号が 出)		地域の材人を利用※4	特認団体※5							
特用林産振興施設等の整備	06特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備※7	特用樹林造成、山菜・葉草等造成、ほだ場等造成	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		
		特用林産物生産施設※6、8、10	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産機械	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
		特用林産物加工流通施設※6、8、9、10	特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
		廃床等活用施設	廃床等活用施設装置、廃床等活用機械	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
		特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	

(1) 採択基準

① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1 事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合(※1)

イ IIの1の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

(ア) 林業者を営む者(特用林産物の生産を行う者を含む。)、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することのできる団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るものは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) IIの1の(2)の①のイの(イ)に準ずる。
ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

(ア) 林業を営む者(特用林産物の生産を行う者を含む。)、森林組合、森林組合連合会、農事組合連合会、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会(これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)、及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るものは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) IIの1の(2)の①のウの(イ)に準ずる。
エ 地域材を利用する法人(※4)

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 地域材が竹材の場合にあっては、地域に賦存する未利用竹資源を有効的に活用することを目的とする法人とする。

(ウ) 木材安定取引協定(竹材の安定取引協定を含む。)の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

オ 特認団体(※5)

次のいずれかの者とする。

(ア) 工種ごととの事業実施主体に該当する者(特認団体を除く。)の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

カ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業実施主体について(※6)

特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m³(竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。(※7)

ア 特用樹林造成及び山菜・粟草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ha以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業実施主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。(※8)

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②作業の計画を立て、チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

④ 特用林産物加工流通施設(集出荷施設に限る。)の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。(※9)

⑤ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材又は竹材は竹材又は特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定の締結等に基づき、5年以上の期間にわたり、地域の木材(きのこ原木、おが粉等)を年間おおむね100m³以上、又は地域の竹材を年間おおむね30t以上利用するために必要な施設とする。(※10)

⑥ 特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができるとする。

施設貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者(以下「利用者」という。)は、林業(特用林産物)生産活動に積極的に取り組む意志のある林業経営体であること。

ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業経営体であること。

エ 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(事業費一補助金)／施設の耐用年数×年間管理費」以下であること。

カ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

ク 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

⑦ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、本要領様式7の1の3の(2)の(注)1のアを参照のこと。

⑧ 受益戸数は、従事者数とし、5以上とする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。